

PEG・在宅医療研究会ニュースレター



Home Health Care, Endoscopic Therapy and Quality of Life

第19号 2016 2016年5月1日発行

発行 PEG・在宅医療研究会
会長：上野文昭
編集委員長：加藤隆弘
広報委員長：妙中直之

〒534-0021
大阪府大阪市都島区都島本通 2-13-22
大阪市立総合医療センター 消化器外科内

TEL&FAX：06-6167-7186
E-Mail：peg-office@umin.org
URL：http://www.heq.jp

皆さん、文系学問を学びましょう！

PEG・在宅医療研究会会長 上野文昭



昔から医学部をはじめ医療系の大学は理科系に分類されています。何を隠そう中高時代から理系人間の私は、数学・物理に自信を持つ一方、国語・社会はからきしだめで、英・数・物理の3科目のみで受験できた某私立医学部に拾ってもらった次第でした。きっと会員の皆さまの中にも理系頭脳をお持ちの方が大勢おられると思います。

医師になってからだいぶ経って気づいたことがあります。かつて私を支えてくれた理系学問はどこへ行ってしまったのかということです。臨床研究に統計学は必要ですが、受験数学ではコンピューターソフトに太刀打ちできません。素人芸でお茶を濁すより臨床疫学のプロに相談するのが無難です。物理の知識が医療の仕事に役立ったという記憶がありません。最低限の化学の知識は役立ちますが、やはり受験化学では限界があります。

一方文系学問はどうでしょうか。歴史と地理は重要です。明日の正しい方向性の模索は歴史を知ることから始まります。グローバル化した世界の中で、もはや日本だけという主張は通りません。インターネットで海外情報を仕入れるだけでは不十分で、やはりそれぞれの国々の成り立ちや文化を理解する必要があります。これからの医療職には英語が必須でしょう。難しい文法を理解したり、シェークスピアを読んだりする必要はありません。医学英語は専門用語さえ知っていれば小学生レベルで十分です。正しい国語を使うことで人間としての尊敬が得られ、医療職相互のそして患者とのコミュニケー

ションに大いに役立ちます。

いささか前振りが長くなりました。最近の日本のPEGに関連する診療は理系に傾いているのではというのが本題です。確かに造設から管理にまで、多くの関係者の努力により、日本のPEGは今や世界一でしょう。こんなに優れたデバイスがあり、綿密な瘻孔管理や栄養管理ができる国は世界に類を見ないと思います。アウトカムに関するエビデンスも際立っています。

けれども患者が、家族が、社会が望んでいることと本当に一致しているかを、独りよがりにならずに冷静に判断することも必要です。日本人は一生懸命努力している相手に対し、中々本音を言わない性癖があります。本音を引き出す努力をしないで、我々が正しいと考えることを押し付けるうちに、原理主義的なPEG無用論が付け入る隙を与えてしまいます。昨今の診療報酬改定に見られるいくつかの縛りも、医療提供者だけでなく、患者側の要望にも反した理系頭脳の産物であるような気がしてなりません。

もう一度原点に戻り、胃瘻は栄養経路のひとつに過ぎない、PEGは胃瘻を造る手段の一つに過ぎないという事実を見つめなおす機会です。大切なのは患者がどのような人生を望むかということで、それを達成するための総合的な判断を医療提供者がお手伝いすることです。そのためにPEGが役立つことができるのであれば、我々も喜びを感じながら楽しく診療できるに違いありません。

CONTENTS

会長挨拶	1	2016年5月以降 胃瘻関連研究会一覧	4
第21回学術集会会告	2	ひろば「栄養の講義は白い航跡から」前川隆文	5
第22回学術集会会告	3	ひろば「“アメリカ人の父”」堀内 朗	6
第4回認定資格取得者のお知らせ	3	第22回医科器械史研究賞受賞・2015年度グッドデザイン賞受賞	6
教育セミナーおよび資格試験のオンライン化について	3	事務局インフォメーション/入会案内/会則	7
NST 専門療法士認定制度 (日本静脈経腸栄養学会認定) の研究会承認単位変更のお知らせ	3	投稿規定/胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則~資格認定条件細則	8

第21回学術集会会告

次回 学術集会のお知らせ

会 期：2016年9月3日(土曜日)

会 場：かがわ国際会議場、サンポートホール高松
〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1

学術集会 HP：http://peg21.umin.jp/

演題募集期間：2016年3月2日(水)～5月31日(火)



合 田 文 則

医療法人社団和風会橋本病院 顧問

千里リハビリテーション病院 副院長

皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、第21回 PEG・在宅医療研究会学術集会を平成28年9月3日(土曜日)に、かがわ国際会議場とサンポートホール高松で開催させていただくこととなりました。第21回 PEG・在宅医療研究会学術集会の会長にご推挙いただき光栄に存じます。皆様のご協力を得て、実のある討論の場にしたいと考えております。

メインテーマは「胃瘻患者の声を聞こう」としました。私事ですが、4月から回復期リハビリテーション病院において診療および栄養管理に従事するようになり、胃瘻が、QOL に貢献し、社会復帰できる患者さんにおいても胃瘻を拒否し、あえて、寝たきりへの道を選ぶといった間違った風潮にたびたび遭遇しています。これは、一部のマスコミや政治家による誤解を招くような「言葉のすり替え」による偏った発言や報道に端を発しています。正しくは、「終末期医療の意思決定プロセス、特に水分・栄養補給をどうするか？終末期においても水分や栄養について十分にアセスメントやモニタリングもせず漫然と投与していることが倫理的に問題で、終末期には体重減少の回復でなく、症状の緩和と全体的な well-being の向上を治療目標にすべきである。」という内容が、「終末期」が「高齢者」に、また「栄養管理の怠慢」が「胃瘻」にすり替えられたため、本来、ADL や QOL 向上を目標にした胃瘻がいつの間にか「胃瘻」=「終末期」の印象を与え本末転倒な状況が生まれています。これらの状況が、胃瘻により尊厳を保ちつつ社会復帰した患者の声を聴くことなく一方的に発信されていることに危惧を感じ、学術集会のメインテーマとしました。またサブテーマを「～症例から学ぶ～」にしました。良質な栄養管理に必要なものは、特別なものではなく、全ての医療者の個人の知識と経験の向上がもとめられます。その意味で、1つひとつの症例を、多角的に討論し共有することで、

医療者の知識や経験とすることは意義があることと考えました。症例報告は、珍しいあるいは示唆に富む症例に限らず、教育的見地から患者に関する比較的よくある症例も広く募集します。

シンポジウムは、「胃瘻の果たす役割—胃瘻患者の声を聞こう—」で胃瘻患者さんに参加いただき、生の声に真摯に耳を傾け、胃瘻本来の果たす役割を再考する場としたいと考えています。パネルディスカッションでは、「胃瘻患者における液体栄養剤の功罪」について広く議論していただきたいと思います。また PEG チーム医療委員会企画によるワークショップも開催します。

一般演題においては、胃瘻のイメージアップ大作戦ともいうべき演題を幅広く募集したいと考えています。学術集会ということでもすれば、合併症あるいはトラブルといった報告が主体となり、良かった症例や QOL に関する報告が少ないこともイメージダウンの一因かとも考えました。今回は胃瘻にして良かった、QOL が向上した等の報告に主眼を置き活発な討論を行ってほしいと思っています。

はじめての青い国、四国での開催です。多くの方々にご参加いただき、「うどんだけじゃない香川」を楽しんでいただければと思います。心よりお待ちしております。

第21回 Home Health Care, Endoscopic Therapy, and Quality of Life
PEG・在宅医療研究会
学術集会
胃瘻患者の声を聞こう
～症例から学ぶ～
会期 2016年9月3日(土)
会場 かがわ国際会議場、サンポートホール高松
〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1
会長 合田 文則
(医療法人社団和風会橋本病院 顧問/千里リハビリテーション病院 副院長)
演題募集期間
2016年3月2日(水)～5月31日(火)
第21回 PEG在宅医療研究会 運営事務局 | TEL: 05-6372-3053 | 詳細はホームページをご覧ください
株式会社インターグループ内 | FAX: 05-6378-2382 | http://peg21.umin.jp/ | QRコード

次々回会告

第22回 PEG・在宅医療研究会

学術集会会長：倉 敏郎（町立長沼病院 院長）

開催日：2017年9月23日（土）

会場：札幌コンベンションセンター

〒003-0006 札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1

第4回（2015年）認定資格取得者のお知らせ

PEG・在宅医療研究会 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則の定めにより、資格審査委員会および第20回世話人・常任幹事会の審議・承認を経て、合計15名・1施設が2015年11月1日付で各資格を取得されました。

資格ごとに氏名五十音順により掲載させていただきます。（資格取得者はホームページ上でも公開中です）

（五十音順）

【専門胃瘻造設者 8名】 医師8名

浅沼雄之、石井義縁、大本明義、金子哲也、高島元成、田中達也、二井谷友公、元木由美

【認定胃瘻造設者 2名】 医師2名

内田陽介、松本祐治

【専門胃瘻管理者 5名】 医師4名、看護師1名

金子哲也、見玉直美、高島元成、田中達也、元木由美

【認定胃瘻管理者 3名】 看護師3名

川崎恵子、金野聡美、武田貴華子

【認定胃瘻教育者 4名】 医師2名、看護師2名

見玉直美、田中達也、古川尚恵、元木由美、

【専門胃瘻造設施設 1施設】

独）国立病院機構新潟病院

外科・消化器科・神経内科・小児科

教育セミナーおよび資格試験のオンライン化について

学術集会時に開催されておりました、胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度「教育セミナーおよび資格試験」は2016年度よりオンライン受講となります。当研究会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則に定める「個人資格」申請、およびその更新には受講が必須となります。詳細につきましては、当会ホームページ「教育セミナー／資格試験」をご確認ください。

NST 専門療法士認定制度(日本静脈経腸栄養学会認定)の研究会承認単位の変更

日本静脈経腸栄養学会認定 NST 専門療法士認定制度において、受験・更新申請条件における単位取得の一つである日本静脈経腸栄養学会が認める研究会の承認単位が、以下の通り、変更となりました。

2016年2月25日より5単位から 2単位 へ変更

2016年5月以降 胃瘻関連研究会一覧

研究会名称・代表者	事務局連絡先	参加対象者
1 北海道胃瘻研究会 倉敏郎 (町立長沼病院 院長)	医療法人東札幌病院 内科 日下部俊朗 〒003-8585 北海道札幌市白石区東札幌3条3-7-35 TEL:011-812-2311 FAX:011-823-9552 E-mail:secretariat@h-peg.jp URL:http://h-peg.jp 第14回当番世話人:小田寿(釧路労災病院 内科) 2016年11月19日(土)札幌コンベンションセンター(札幌市) 開催事務局:医療法人東札幌病院 内科 日下部俊朗 (住所・連絡先は同上)	主に道内の医師・看護師・栄養士・薬剤師等
2 東北PEG研究会 朝倉徹 (JCHO 仙台南病院 院長)	東北大学病院 消化器内科 荒誠之 〒980-8574 宮城県仙台市青葉区星陵町1-1 TEL:022-717-7171 FAX:022-717-7177 第11回当番世話人:土屋響(仙台オープン病院) 石田一彦(石田医院) 2016年7月2日(土)仙台TKPガーデンシティ21階(仙台市) ※会場変更の可能性あり 開催事務局:東北大学病院 消化器内科 荒誠之 (住所・連絡先は同上)	原則として医師、看護師、栄養士、介護士、薬剤師等の医療従事者
3 福島県PEGと栄養経腸と在宅医療研究会 (旧 福島県PEG研究会) 木暮道彦 (公立藤田総合病院 消化器病センター長) 引地拓人 (福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部部長)	福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部 渡辺 晃 ※年1回開催 〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地 TEL:024-547-1583 FAX:024-547-1586 E-mail:kowatan@fmu.ac.jp	医師・消化器内視鏡技師・看護師・薬剤師・栄養士など
4 茨城県PEG・PTEG研究会 末永仁 (医療法人惇慈会 日立港病院)	医療法人惇慈会 日立港病院 末永 仁 〒319-1222 茨城県日立市久慈町3-4-22 TEL:0294-52-3576 FAX:0294-52-5116 E-mail:hit58sue@jsdi.or.jp 第15回(茨城県PDNセミナー)当番世話人:池澤和人(筑波記念病院 消化器内科) 2016年6月18日(土)つくば国際会議場(つくば市) ※PDNセミナー終了後、同日同会場にて ※次回第16回研究会 第14回茨城県PEG・PTEG研究会開催 2016年10月22日(土) 開催事務局:日立港病院 末永 仁 (住所・連絡先は同上) 茨城県開発公社ビル(水戸市)にて開催	医師・看護師・栄養士・薬剤師・介護士など、経管栄養に携わる全ての職種
5 北陸PEG・在宅栄養研究会 八木雅夫 (公立松任中央病院 院長)	小川医院 小川滋彦 〒920-0965 石川県金沢市笠舞2-28-12 TEL:076-261-8821 FAX:076-261-9921 第18回当番世話人:塚田邦夫(高岡駅南クリニック 院長) 2016年11月12日(土)金沢市<予定> 開催事務局:小川医院 小川滋彦 (住所・連絡先は同上)	医師・コメディカル
6 長野県胃ろう研究会 堀内朗・前島信也 (昭和伊南総合病院 消化器病センター)	昭和伊南総合病院 消化器病センター 〒399-4191 長野県駒ヶ根市赤穂3230 TEL:0265-82-2121 FAX:0265-82-2118 E-mail:info@sihp.jp URL:http://www.sihp.jp	医師・看護師・薬剤師・栄養士・言語聴覚士
7 松阪地区在宅栄養研究会 鮎田昌貴 (ふなだ外科内科クリニック 院長)	ふなだ外科内科クリニック 〒515-0041 三重県松阪市上川町2279-1 TEL:0598-28-6600 FAX:0598-28-6633 E-mail:funada@ma.mctv.ne.jp URL:http://www.funadaclinic.com	医療関係者・在宅医療従事者など
8 関西PEG・栄養とリハビリ研究会 (旧関西PEG・栄養研究会) 井上善文 (大阪大学国際医工情報センター特任教授)	住友病院 外科 妙中直之 〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島5-3-20 TEL:06-6443-1261 FAX:06-6444-3975 第22回当番世話人:小山茂樹(社会医療法人誠光会 草津総合病院 副理事長) 2016年6月25日(土)ホテル大阪ベイトワール4階 ベイトワールホール(大阪市) 開催事務局:社会医療法人誠光会 草津総合病院 内視鏡センター 川村美圭子(かわむらみかこ) 〒525-8585 滋賀県草津市矢橋町1660 TEL:077-516-2530 FAX:077-516-2530 E-Mail:skoyama@belle.shiga-med.ac.jp	特に制限なし
9 滋賀PEGケアネットワーク 小山茂樹 (草津総合病院 消化器内科・副院長)	草津総合病院 消化器内科 小山茂樹 〒525-8585 滋賀県草津市矢橋町1660 TEL&FAX:077-516-2530 E-mail:skoyama@belle.shiga-med.ac.jp URL:http://www.kusatsu-gh.or.jp	医師・看護師・保健師など
10 広島胃瘻と経腸栄養療法研究会(広島ページント) 有本之嗣 (須波宗齊会病院 院長) 徳毛宏則 (JA広島総合病院 消化器内科)	JA広島総合病院 消化器内科 徳毛宏則 〒738-8503 広島県廿日市市地御前1-3-3 TEL:0829-36-3111 FAX:0829-36-5573 E-mail:secretariat01@pegent.org URL:http://www.pegent.org 第12回当番世話人:徳毛宏則(JA広島総合病院 消化器内科) 2017年3月18日(土)広島国際会議場(広島市) 開催事務局:JA広島総合病院 消化器内科 徳毛宏則 (住所・連絡先は同上)	一般市民、医師・看護師・栄養士・薬剤師・内視鏡技師・訪問看護スタッフ・介護施設職員など
11 広島PDNセミナー 有本之嗣 (須波宗齊会病院 院長)	医療法人信愛会 日比野病院 三原千恵 〒731-3164 広島県広島市安佐南区伴7-9-2 TEL:082-848-2357 FAX:082-848-1308 E-mail:neko@wa2.so-net.ne.jp URL:http://www.hibino.or.jp/ 第10回当番世話人:三原千恵(日比野病院 脳ドック室長・NSTスーパーバイザー) 2016年7月30日(土)ホテルチューリッヒ(広島市) テーマ:胃ろう栄養における逆流対策(仮題) 特別講演:堀内朗先生(昭和伊南病院 消化器病センターセンター長) 開催事務局:日比野病院 三原千恵 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士・薬剤師・内視鏡技師・リハビリスタッフ他 全医療従事者
12 福岡PEG研究会 前川隆文 (福岡大学筑紫病院 外科 教授)	福岡大学筑紫病院 外科 前川隆文 〒818-8502 福岡県筑紫野市俗明院1-1-1 TEL:092-921-1011 FAX:092-928-0856 E-mail:c.geka@minf.med.fukuoka-u.ac.jp 第11回(福岡PEG・半固形化栄養法研究会)当番世話人:明石哲郎(済生会福岡総合病院 胆道内科部長) 2016年7月2日(土)福岡大学病院メディカルホール 開催事務局:福岡大学筑紫病院 外科 前川隆文 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士・ソーシャルワーカー
13 大分PEG・経腸栄養研究会 松本敏文 (別府医療センター 外科 院長)	国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 〒874-0011 大分県別府市内蔵1473 TEL:0977-67-1111 第14回当番世話人:荒巻政憲(大分岡病院 消化器センター) 2016年6月25日(土)大分岡病院 地域医療研修センター(大分市) 開催事務局:国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士、内視鏡技師のほかPEG関連の方
14 PEGケアカンファレンス熊本 城本和明 (イオンタウン田崎 総合診療クリニック 院長)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injax.clinic/top	医師・メディカルスタッフ全般
15 鹿児島PEG研究会 内園均	南薩ケアほすびたる 消化器内科 伊東 徹 〒897-0215 鹿児島県南九州市川辺町平山5860 TEL:0993-56-1155 FAX:0993-56-1157 E-mail:kagopeg@hotmail.com	メディカルスタッフ全般
16 九州PEGサミット 城本和明 (PEGケアカンファレンス熊本) 今里真・松本敏文 (大分PEG・経腸栄養研究会) 伊東 徹 (鹿児島PEGカンファレンス)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injax.clinic/top 第6回(ThePEGサミット in 小樽<別名:九州PEGサミット in 小樽>) 当番世話人:倉敏郎(町立長沼病院 院長) 2016年8月6日(土)~7日(日)グランドパーク小樽(小樽市) 開催事務局:町立長沼病院 〒069-1332 北海道夕張郡長沼町中央南2-2-1 TEL:0123-88-2321 FAX:0123-88-2586	医師・メディカルスタッフ全般

※2016年5月以降の開催が決定しているものは太字で記載しました。上記以外の研究会で本ニュースレターに掲載をご希望の方は、PEG・在宅医療研究会事務局までご連絡下さい。



栄養の講義は白い航跡から

福岡大学筑紫病院 外科 前川 隆文

私は大学の医学生の間・経腸栄養およびNSTの講義のはじめに医学生が興味を持つようにと思い、幕末から明治に日本国民を悩ませたみんなが知っている疾患『脚気』の話をしている。東京帝国大学、陸軍軍医総監督の森林太郎（鷗外）と激しい論戦を行った海軍軍医の高木兼寛（のちの東京慈恵会医科大学の創始者）との細菌説と白米説の話である。

以下に吉村 昭 著の『白い航跡』（講談社文庫）（元広島の本社 blog より抜粋）のあらすじを紹介する。

高木兼寛は、薩摩の穆佐（むかさ）出身。大工の子であったが、薩摩城下の蘭方医、石神良策の塾に入り、19歳のとき、医師として戊辰戦争に従軍する。

戦後故郷に帰った高木兼寛は、中央政局で日本の医学の根本機関を、イギリス式、ドイツ式どちらかにするかを論じられている中、負けたイギリスの英国大使館付き医師ウィリアム・ウィリスが恩師石神良策と共に薩摩藩に学問所を開いたことを知り再度入塾する。その後、石神良策が新政府の兵部省に出仕し後を追うように東京に出て海軍軍医となる。その後はウィリスの出身地の英国のセントトーマス大学に留学し学位を取得し海軍の軍医総監まで出世する。その後東京慈恵医科大学の起源となる成医会講習所を作り、留学時代に知ったナイチンゲールの看護婦制度を日本で始めて導入し日本発の看護学校も作った。

脚気は、江戸時代の頃より、江戸、京都、大阪に多く発生し、心不全等を引き起こす致死率の高い原因不明の難病。「江戸わづらい」とも言われ、農業生産性が飛躍的に向上し、雑穀でなく白米を食べられるようになった近世の日本は、白米に偏り、副食をあまり取らない食事ビタミンB1不足になり脚気は、一躍国民病になっていく。

明治に入り、陸軍、海軍が創設され、若者は腹いっぱい白米が食べれるとして続々入隊した。1日約6合支給。（3食、毎回どんぶり2杯くらい）副食は現物支給でなく金給。貯金や仕送りに回す彼らは次々に脚気を発症し死んでいく。その中でも特に海軍の遠洋航海実習で船が洋上にあるときに発症

が多く、停泊や陸上勤務の時には少ないことに着目した高木兼寛は、白米に偏った食事に原因があると栄養学的見地から推論する。しかし、最新の細菌医学の発達より、陸軍と東京帝大医学部の森林太郎（鷗外）は細菌が原因とした。高木兼寛は経験的に白米に偏った食事が原因と推論を立て、麦飯を中心にした食事で遠洋航海実験を行うなど実証的に病気を解明していき幾多の反対を乗り越えて麦飯を中心にした食事にしたため、海軍の脚気病者は明治17年の発症者718名 死者8名と激減した。それに比べて、陸軍医局と、東大医学部の名だたる教授は、あくまでも、細菌説を取り、高木兼寛の成果を知らずあくまでも反論する。日露戦争に従軍した兵士は出征地で再び白米漬けとなり日露戦争の陸軍の従軍110万人、戦死者47,000人に対して、脚気による死亡者27,800名という結果だった（ちなみに海軍はゼロ）。それでも、森林太郎（鷗外）らの考えは変わらなかった。そして、高木兼寛が世を去ってから、鈴木林太郎のビタミンという物質の発見で、その欠乏が脚気を起こすということが解明されることになる。

さて、海軍はイギリスを手本にし、陸軍はドイツを手本にしたのは有名な事実だが、医学においても海軍がイギリスを手本にし、陸軍はドイツを手本にしたようである。正にこの頃、ドイツ・プロシアにおいて細菌が発見されていたので、ドイツ・プロシアに留学をしていてその影響を受けた森林太郎（鷗外）は、脚気の原因が細菌によるものと考えた。しかし、高木兼寛はイギリス医学を学んでおり、ドイツ・プロシアの影響をあまり受けていなかったため細菌説にとらわれることが少なかったと言うことでしょうか。いずれにせよ、医療者にとって大変教訓となる話です。

以上、『白い航跡』の紹介文みたいに成ってしまいました。医学生にここまで詳しくは話せませんが、大筋を聞かせると大変興味をもって授業を聞いてくれます。元来、彼らがもっている本能を呼び起こすのかもしれない。会員の皆様も何かの折には、この話、是非ご利用を。意義あるものになること請け合いです。



“アメリカ人の父”

昭和伊南総合病院 消化器病センター 堀内 朗

私には、年に3回程会い、そのうち6月に会うときは一緒に数日間旅行をする父とも言えるアメリカ人の師がいる。昨年は、神戸、京都と観光し、生まれて初めて祇園のお茶屋さん福嶋で舞妓さんの舞を楽しんだ(写真1)。一昨年は、箱根富士屋ホテルに宿泊して箱根を1周したが、ホテルに到着するまでは登山鉄道を利用したので凄い人で大変だった。その前の年は、小雨の中、巖流島に渡って武蔵、小次郎の決闘の銅像の前で写真(写真2)をとり、博多、伊万里を経由して長崎を旅行した。さらにその前の年は、レジャーボートで富山湾に出て船酔いで苦しみながら黒鯛を2匹釣った。

2004年5月ニューオリンズでこのアメリカ人の父に初めて出会う事になる。この父は、世界トップ消化器病医50人のひとり選ばれただけあって世界中にお弟子さんがいる。2004年以来、国内外で年に2回ほど会食する関係は続いたのだが、2008年3月に行動を共にしてから我々の関係が大きく変わった。私の家族が住む松本、そして、私が働く病院のある駒ヶ根でいっしょに1週間過ごしてからである。駒ヶ根でも珍しい3月の雪がヒューストンで暮らす父には何よりの歓迎になった。そして、日本の息子の大腸内視鏡検査を受けて帰国した。この1週間の旅以降、先生とお弟子さんというより父と息子のように同じ部屋で宿泊しながら旅行する間柄になった。

私は、emailを利用してこのアメリカの父になんでも相談する。研究のことはもちろんであるが、日常私が経験する事はなんでもである。そして、いつでもすぐに返事をくれる。私と同年齢の同僚医師2名が若い女性と結婚してベビーをもうけたこと、私もまた最近、若い女性のことが気になってしかたがないことなどを質問した。アメリカ人の父がくれた

返事(教え)を和訳するとこんな内容であった。“男が若い女性に興味を持つ現象は神が与えた愚かな贈り物である。”幸い、アメリカの父の教えを守って今週末も家内と初孫の世話をしつつ平和な生活を送る事が出来る。



写真1



写真2

鮎田昌貴先生が、三重県松阪市内に「天王山^{てんのうやま}会館(鮎田昌貴記念館)竣工」、「平成25年度第22回医科器械史研究賞受賞(主催:一般財団法人日本医科器械資料保存協会)」、「鮎田式胃壁固定具Ⅱ2015年度グッドデザイン賞受賞(主催:公益財団法人日本デザイン振興会)」、「鮎田式胃壁固定具・鮎田式胃壁固定具Ⅱが日本医科器械資料保存協会が管理運営する歴史的に貴重な医療器械を集め一般公開している印西市立印旛医科器械歴史資料館へ永久保存展示のため贈呈」の祝賀会が2016年1月24日(日)にフレックスホテル(三重県松阪市)で開催され、田村衆議院議員・鈴木三重県知事・竹上松阪市長・駒田三重大学学長・青木三重県医師会長・野呂松阪地区医師会長など80名が訪れ、本会からは上野会長・西口事務局長が出席されました。心よりお慶び申し上げますとともに、先生の益々のご活躍をお祈り申し上げます。



医科器械歴史資料館への贈呈目録



グッドデザイン賞賞状



天王山会館(鮎田昌貴記念館)展示室

役員 / 幹事の就任について

- 2016年4月1日付による役員・幹事就任の方々は、次の通りです。
【(旧役職)、順不同、敬称略】
- 世話人：小川滋彦(常任幹事)、西脇伸二(常任幹事)、伊藤義人
 - 常任幹事：伊藤明彦(幹事)、伊東徹(幹事)、小西英幸(幹事)、赤津康裕、西山順博、吉田篤史
 - 幹事：武内謙輔、久野千津子、水野英彰

インフォメーション

- 2016年度 個人会員(役員)年会費の請求案内を同封いたします。お手続きをお願いいたします。
施設会員・賛助会員は、別送いたします。(4～5月上旬発送予定)
- 第5回胃瘻取扱者・取扱施設認定資格の新規申請および更新手続きは4月30日で受付を終了いたします。次回は2017年1月4日より郵送受付を開始いたします。
- 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度「第7回教育セミナーおよび資格試験」は本年よりオンライン受講に変わります。認定資格申請とその更新には5年内の受講が必須です。受講の申込みは6月10日より開始いたします。詳細は当会ホームページ「教育セミナー/資格試験」からご確認ください。
- 業務内容により事務窓口を分けて運営しておりますのでご協力をお願い申し上げます。

事務局長：西口幸雄(世話人)
事務局所在地：〒534-0021 大阪市都島区都島本通2-13-22
大阪市立総合医療センター消化器外科内
TEL&FAX: 06-6167-7186
E-mail: peg-office@umin.org

- ・会員登録等研究会全般および会誌・ニュースレターについてのお問い合わせ：
PEG・在宅医療研究会事務局
E-mail: peg-office@umin.org TEL&FAX: 06-6167-7186
- ・教育セミナーおよび資格認定についてのお問い合わせ：
PEG・在宅医療研究会 教育認定窓口
E-mail: kyoiku-nintei@heq.jp TEL&FAX: 042-714-7106

- 会員の皆様の意見交換の場として「ひろば」のページを設けました。掲載はペンネームも可能です。「近頃思うこと」、「こんな活動しています」、「手技の工夫」等々、PEGに関することはもちろん、ご自身の趣味や旅行記、ご当地グルメ情報等、内容は自由です。原稿は1,000字以内、E-mail添付で事務局(peg-office@umin.org)まで送ります。なお、採否は事務局にご一任下さい。

入会のご案内

PEG・在宅医療研究会(Home Health Care, Endoscopic Therapy and Quality of Life)は、経皮内視鏡的胃瘻造設術(PEG)等の内視鏡治療の補助による在宅医療の推進及び患者のQOL向上を達成するための研究会です。1996年創設のHEQ研究会から2009年9月27日に本名称へと移行いたしました。

【事業】

年1回の研究会学術集会の開催と研究会誌「在宅医療と内視鏡治療」およびニュースレターの発行等必要な事業を行います。

【構成】

会員は、趣旨に賛同する医療従事者、関連する企業団体で構成します。

【会員の特典】

- ・本会主催の研究会学術集会に演題を発表ならびに会誌に論文を発表することができます。
- ・本会発行の会誌ならびにニュースレターの無料配布が受けられます。

【年会費】

施設会員	¥20,000(5名まで)
	※6名以上からは1名につき4000円追加で登録可
個人会員 医師/歯科医師	¥7,000
個人会員 コ・メディカル	¥5,000(薬剤師・看護師・医療技術員等)
賛助会員	¥100,000(1口) 2口以上から

【会計年度】

毎年4月1日より翌年3月31日

【入会手続】

事務局にFAXまたはメールで連絡先を明記の上、入会申込書をご請求ください。

※ 研究会ホームページ(www.heq.jp)から入会申込書をダウンロードできます。

- ①個人会員：会費は郵便振替にて振込み、領収書コピーを申込書と一緒に送ります。

【振込先】郵便振替
口座番号 00980-7-288667
口座名 PEG・在宅医療研究会

- ②施設会員：HPから「施設会員の登録について」をご一読いただき、申込書に必要事項を記入して事務局までFAXまたは郵送にてお送り下さい。登録事項の確認後、代表者あてに請求書を送付いたします。
- ③賛助会員：メールまたはFAXにて事務局まで申込書を請求、または研究会ホームページ上からダウンロードしてご記入下さい。お申込みをいただいた後にこちらからご連絡いたします。

【個人情報の取り扱いについて】

ご入会により登録いただいた個人情報は当研究会に関連する活動にのみ使用させていただきますこととし、個人情報保護法に基づいた適切な管理をいたします。

PEG・在宅医療研究会 会則

第一条 名称

本会はPEG・在宅医療研究会(英文名: HEQ)と称する。

第二条 目的

本会は在宅医療(Home Health Care)の推進を目指し、経皮内視鏡的胃瘻造設術(PEG)等の内視鏡的治療(Endoscopic Therapy)の補助による患者のQuality of Life(QOL)向上を達成するための研究を通して、国民の福祉に貢献することを目的とする。これらの頭文字3文字を取って、英文名をHEQ(ヘック)とする。

第三条 事業

本会は前条(第二条)の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 年1回以上の学術集会開催
2. 年1回以上の会誌の発行
3. その他必要な事業

第四条 会員

本会の主旨に賛同する医療従事者、関連する者及び企業・団体をもって会員とする。会員は以下のように区分する。

- 個人会員・・・個人として本会に入会したもの
- 施設会員・・・施設として本会に入会したもの(代表者を届け出る)
- 賛助会員・・・本会の運営を賛助する企業・団体
- 名誉職会員・・・本会に役員として貢献し、定年となったもの

第五条 役員・名誉職会員

1. 本会の運営にあたる役員を以下に定義する。
 - 会長(1名)・・・世話人の内より1名選出され、本会を代表する。
 - 監事(2名)・・・会員から選出され、本会の会計監査を行う。会長や世話人との兼務はできない。
 - 世話人(若干名)・・・本会の企画運営を行う。
 - 常任幹事(若干名)・・・世話人と共に本会の運営及び事業について企画処理する。
2. 本会に次の名誉職会員を置く。
 - 名誉会長・・・本会の会長として功績のあったもの。世話人・常任幹事会で推薦される。
 - 名誉会員・・・学術集会を開催した世話人、またはそれと同等の功績があったもの。世話人・常任幹事会で推薦される。
 - 特別会員・・・当研究会に功績のあったもの。世話人・常任幹事会で推薦される。
3. 学術集会の運営にあたる当番世話人(学術集会会長)を置く。
 - 当番世話人(学術集会会長)・・・世話人の中より順次選出、担当する年の研究会/学術集会を開催し、その実務運営にあたる。

第六条 幹事・施設代表者

1. 幹事・施設代表者
 - 幹事(若干名)・・・本会の運営の実務にあたる。
 - 施設代表者・・・それぞれの施設会員を代表する。

第七条 役員・幹事の選出・脱会および任期

1. 役員・幹事の選出は、世話人・常任幹事の推薦により役員選出委員会で審議され、世話人・常任幹事会で決定する。
2. 役員・幹事の脱会は世話人・常任幹事会で決定する。
3. 役員・幹事の任期は一斉改選の年から3年とし、再任を妨げない。
4. 役員・幹事の定年は65歳になった会計年度の終了をもってする。監事は70歳とし、会長は75歳とする。
5. 役員・幹事の任期については、原則定年になった会計年度の終了をもってとするが、役員会の要望により更に1期は延長することができる。
6. 名誉職会員についてはその主旨から定年は定めない。

第八条 会議

- 本会は運営および事業を円滑に行うために以下の会議を行う。
1. 世話人・常任幹事会・・・世話人・監事・常任幹事で構成され、本会の運営に関する事項を議決する。議長は会長が行う。会議は委任状による意思表示者を含めて世話人・監事・常任幹事の2分の1以上の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。名誉職会員は本会に出席し、意見を述べることが出来る。
 2. 幹事・施設代表者会議・・・幹事と施設会員代表者で構成され、世話人・常任幹事会の議決事項を承認する。議長は会長が行う。
 3. 委員会・・・本会運営のために必要な委員会を設置する。その規則は別に定める。委員長は世話人・常任幹事から選任される。

第九条 会費

1. 会員は年会費を納入するものとする。但し、名誉職会員は納入を免除する。
2. 会費は別途、施行細則で決定する。

第十条 会計

1. 本会の経費は会費、寄付金ならびに印税をもってこれにあてる。
2. 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
3. 研究会時に開催される世話人・常任幹事会にて会計報告を行い、承認を得る。

第十一条 研究会名称及び会則の改正

研究会名称及び会則の変更は会長及び世話人・常任幹事会の協議により行う。

第十二条 事務局

1. 本会の事務局は大阪市立総合医療センター消化器外科内に置く。
2. 事務の責任者として事務局長を置く。事務局長は世話人・常任幹事の中から選任される。

第十三条 (附則) 本会則は平成24年4月1日より施行する。

平成 8年8月31日	制定・施行
平成15年9月27日	一部改訂
平成17年9月24日	一部改訂
平成19年9月30日	一部改訂
平成20年9月20日	一部改訂
平成21年9月26日	一部改訂
平成22年3月31日	一部改訂
平成23年9月 9日	一部改訂

施行細則

第一条 委員会

本会に以下の常置委員会を設置する。また、必要に応じて新たな委員会を設置することができる。

1. あり方委員会
2. 倫理委員会
3. 総務委員会
4. 財務委員会
5. 編集委員会
6. 規約委員会
7. 役員選出委員会
8. 学術委員会
9. 用語委員会
10. 社会保険委員会
11. 教育委員会
12. 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会
13. PEG チーム医療委員会
14. 広報委員会
15. 選奨委員会
16. PEG と栄養に関するガイドライン作成委員会
17. COI 委員会

第二条 委員会規則

それぞれの委員会の活動に関する規則は別途定める。

第三条 年会費

1. 名誉職会員は会費を徴収しない。
2. 役員は個人会員扱いとし、その年会費は医師/歯科医師10,000円、コ・メディカル8,000円とする。
3. 個人会員のうち医師/歯科医師の年会費は7,000円、薬剤師、看護師、医療技術員等コ・メディカルの年会費は5,000円とする。
4. 施設会員の年会費は基本登録5名で20,000円とし、申込みによる6名以上からは1名につき4,000円の追加登録料を必要とする。
5. 賛助会員の年会費は一口100,000円とし、最低2口以上からとする。

PEG・在宅医療研究会 投稿規定

■投稿資格■

投稿原稿の筆頭著者は、本研究会会員であることを原則とする。
また、著者の総数は10名以内とすること。

■掲載規定■

1. 投稿論文の区分は、原著・臨床経験・症例報告・総説・活動報告・その他とする。
2. 原稿は和文または英文とし、和文と英文で要旨(250語以内)を添付する。和文原稿は本文(文献含む)が5,000～6,000字以内を原則とする。図・表・写真等は10枚以内とする。英文原稿もこれに準ずる。ただし、活動報告とその他は4,000字以内とする。
3. 「原著・臨床経験」は目的、方法、成績、考察の順に明瞭に記載する。
4. 図・表・写真等は、印刷にて十分に理解できるものになるよう留意する。
5. 原稿はプリントアウト3部(図表が明瞭であればコピーでも可)を事務局あてに書留(簡易書留も可)送付する。
6. 原稿の採否・掲載の順位などは、レフェリーの意見を参考にし、編集委員会において決定する。
7. 当会誌に掲載された抄録および論文の著作権は当研究会に帰属する。

■執筆要項■

1. 原稿は横書きA4判(20×20字)を用い、本文には必ずページ数を付すこと。
2. 原稿は原則として和文、楷書、横書、新かなづかいとし、正確に句読点をつける。
3. 論文中たびたび繰り返される用語のかわりに略語を用いる場合は、初出のときに正式の語を用い、その際「(以下…と略す)」と断る。
4. 外国人名、外国の地名、対応する日本語の未だ定着しない学術用語などは原語のまま表記する。その場合には固有名詞、ドイツ語名詞、および文頭にきた語句のみ最初の1字を大文字とし、その他は小文字とすることを原則とする。薬剤名・化学物質名などは、原則として字訳規定に基づき字訳して片カナ表記するものとするが、煩雑になると判断される場合はこの限りではない。
5. 文献は本文中で引用されたもののみ最小限を挙げ、文献番号は本文での引用順とし、本文中の引用箇所には必ず右肩に上付きで「1)」を付すこと。また、本誌における文献欄の書式は下記のように統一し、邦文の場合は日本医学図書館協会編「日本医学雑誌略名表」により、外国文献の場合は最近の Index Medicus の記載に準じ、必ずタイプすること。
<雑誌> 著者名、題名、雑誌名、西暦発行年; 巻数: 頁(初～終)
<書籍> 著者名、題名、In: 書名(編者名)、発行地: 発行所名, 西暦発行年: 頁(初～終)
なお、引用文献の著者名・編者名は、6名以内の場合は全員を記し、7名以上の場合にははじめの3名を連記の上、「-ほか」あるいは「- et al」とする。文献の表題は、副題を含めてフル・タイトルを記すこと。学会発表の抄録は(会)あるいは(abstr)とすること。その他、書式の詳細は本誌の記載例に準ずる。
6. 原稿には表題、著者名、所属、英文表題、英文著者名、英文所属を明記する。
7. 図表にはそれぞれの番号を、写真は天地を指定の上、必ず筆頭著者名を記載しておくこと。
8. 図表の説明(legend)は、独立した用紙に記載し、その表記は「図または

- Figure」,「表または Table」とし、それぞれ順にアラビア数字を付すこと。
9. 原稿は必ずデータにて入稿すること。その際 Windows フォーマットの CD-R (CD-RW) または E-Mail を用いた Ms-Word 形式、またはテキスト形式とし、プリントアウトしたもの3部と投稿チェックシート(ホームページ上でダウンロード可)と共に郵送すること。
10. 著者校正は1回とし、訂正は誤植、明らかなミスにとどめ、大幅な加筆は避ける。(2014年11月7日 改訂)

■原稿送付先■

PEG・在宅医療研究会 会誌担当
大阪市立総合医療センター 消化器外科内
〒534-0021 大阪市都島区都島本通2-13-22
TEL&FAX: 06-6167-7186
E-Mail: peg-office@umin.org
必ず書留(簡易書留も可)にてお送り下さい。

PEG・在宅医療研究会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 PEG・在宅医療研究会(以下本研究会)は、胃瘻に関する医療の安全性を確保し、その健全な発展・普及を推進するため、胃瘻に関する一定以上の経験と十分な知識を有する医療従事者・医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献することを目的として胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度(以下本制度)を設ける。

(認定制度の資格対象)

第2条 本制度の資格対象を個人と施設とする。

(認定制度委員会)

第3条 本制度規則作成および運営のために胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会(以下本委員会)を設ける。

第2章 認定制度委員会

(認定制度委員会の構成)

第4条 本委員会は認定制度委員長(以下本委員長)と数名の認定制度委員(以下本委員)で構成される。

2. 本委員長は PEG・在宅医療研究会の世話人・常任幹事から選任され、委員は世話人・常任幹事・幹事および若干の有識者から委員長が指名する。
3. 本委員会の中に次の2つの小委員会を設ける。
 - 1) 資格条件検討委員会
 - 2) 資格審査委員会
4. 本委員会は小委員会を統括運営する。

(認定制度委員長および委員の委嘱)

第5条 本委員長および本委員は世話人・常任幹事会で承認の上、会長が委嘱する。

(認定制度委員長の職務)

- 第6条 本委員長は本委員会の議長を務め、本委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、本委員会を年1回以上召集する。
2. 本委員長は、本委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、直ちに臨時委員会を召集する。
3. 本委員長は委員会の審議結果を世話人・常任幹事会に報告し承認を得る。

(認定制度委員会の成立)

第7条 本委員会は本委員の2分の1以上の出席をもって成立とする。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

(議決の方法)

第8条 本委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同数の場合は本委員長が議決するものとする。

(任期)

第9条 本委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 本委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(欠員の補充)

第10条 本委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、会長が代行を指名する。
後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 小委員会

(小委員会の構成およびその業務)

- 第11条 第4条3項に定める小委員会は、委員長と若干名の委員で構成される。
 2. 資格条件検討委員会は胃瘻取扱者・取扱施設の認定者および認定施設としての資格条件を検討するための委員会である。
 3. 資格審査委員会は資格申請および更新を審査する委員会である。

(小委員会委員長および委員の選任および委嘱)

第12条 小委員会の委員長は本委員会の委員の中から本委員長が指名し、小委員会委員は小委員会の委員長が指名し、本委員長が委嘱する。

(小委員会委員長の職務)

- 第13条 小委員会委員長は小委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、小委員会を年1回以上召集する。
 2. 委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、速やかに臨時小委員会を召集する。
 3. 小委員会の決定事項を本委員会に報告する。

(小委員会の成立)

第14条 小委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

(議決の方法)

第15条 小委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同

数の場合は小委員会の委員長が議決するものとする。

(任期)

- 第16条 小委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 小委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(欠員の補充)

- 第17条 第17条 小委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、本委員長が代行を指名する。
後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 個人資格、施設資格の申請、更新、交付および喪失

(個人資格の種類)

- 第18条 個人資格は胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類され、このうち胃瘻造設者、胃瘻管理者は認定資格と専門資格を設ける。
2. 胃瘻造設者は初期造設およびカテーテル交換を行う医師とする。
3. 胃瘻管理者は造設された胃瘻を管理する医師または看護師とする。
4. 胃瘻教育者は胃瘻教育を行うに十分な知識と経験をもつものとする。
5. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

(施設資格の種類)

- 第19条 施設資格は造設施設および管理施設に分類され、そのそれぞれに認定資格と専門資格を設ける。
2. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

(個人資格、施設資格の申請)

- 第20条 個人資格および施設資格を申請する者は、資格申請書類を資格審査委員会に提出する。

(申請の方法)

- 第21条 個人資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。
(1) 認定申請書(書式Ⅰ)
(2) 医師・看護師免許証の写し(胃瘻教育者は除く)
(3) 教育セミナー/資格試験受講証の写し
(4) 経験症例数証明書(書式Ⅱ、ただし胃瘻教育者は除く)
1) 症例数または症例数のスコア(Ⅱ-3)
2) 代表症例10例のケースカード(Ⅱ-1または2)
書式Ⅱ-3～5にはそれぞれ施設長または所属上長の証明が必要である。
(5) 業績目録(書式Ⅲ-1、ただし胃瘻教育者資格は資格認定条件細則第2条3項に規定する業績(書式Ⅲ-2)とする)
研究会や学会の参加証、発表や講演を行った研究会の日時、名称、発表・講演の内容が載っているページの写し、論文が掲載された雑誌などの表紙、および論文の最初のページと最終ページの写しを添付する。

- 第22条 施設資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。
(1) 認定申請書(書式Ⅳ)
(2) 1. 認定造設施設: 1名以上の認定造設医師(非常勤可)の認定証コピー
2. 認定管理施設: 1名以上の認定管理医師(非常勤可)と1名以上の認定管理士の認定証コピー
3. 専門造設施設: 1名以上の専門造設医師(非常勤可)の認定証コピー
4. 専門管理施設: 1名以上の専門管理医師(非常勤可)と1名以上の専門管理士の認定証コピー

第5章 認定、登録、資格喪失

(認定審査)

- 第23条 認定審査は以下のごとくとする。
1) 審査料: 1資格につき5000円
2) 申請の時期: 毎年1月4日から4月末日到着分。
3) 認定審査の時期: 5月1日から8月末日までの間に資格審査委員会で審査し、世話人・常任幹事会で承認を得る。
4) 認定結果: 10月15日までに申請者に通知する。

(登録)

- 第24条 登録は以下のごとく行う。
1) 登録料: 1資格につき5000円
2) 登録料の支払いが確認できた時点で登録原簿への記入、認定証の発行を行う。
3) 登録は1月末日までに完了することとし、期限を過ぎた場合には当該認定を無効とする。

(個人資格、施設資格認定証の交付)

- 第25条 個人資格および施設資格認定証は本研究会が会長名で交付する。

(個人資格、施設資格認定証の有効期限)

- 第26条 個人資格および施設資格認定証の有効期限は5年間とする。

(個人資格、施設資格の喪失)

- 第27条 個人資格および施設資格は、次の事由によりその資格を喪失する。
1. 本研究会の会員としての資格を喪失したとき。
2. 申請書に虚偽の記載が判明したとき。
3. 正当な理由を付して、資格を辞退したとき。
4. 個人資格および施設資格の更新をしなかったとき。
5. 施設資格条件が満たされなくなったとき。

(個人資格、施設資格の取消)

- 第28条 個人資格および施設資格が不相当と認められた者に対しては、本委員会の議を経て会長は何時にてもそれを取り消すことができる。

(個人資格、施設資格認定証の返却)

- 第29条 個人資格および施設資格を辞退もしくは取り消された者は、本研究会に資格認定証を直ちに返却しなければならない。

第6章 資格更新

(個人資格、施設資格の更新)

- 第30条 個人資格および施設資格を更新する者は、資格更新申請書類を資格審査委員会に提出する。
2. 資格更新条件はその詳細を資格条件細則内に定める。

第7章 教育

(教育制度の構築)

- 第31条 胃瘻に関する教育制度を構築する。
2. その詳細は別途定める。

第8章 その他

(会計)

- 第32条 資格認定制度にかかる申請料・登録料・更新料等の納入は専用郵便振替口座(PEG・在宅医療研究会資格認定制度)を通じて行い、年度末締めにより研究会収支へ統合し監査を受けるものとする。
2. 本口座の管理代表は事務局長がとめる。

(本認定制度規則の変更)

- 第33条 本認定制度規則の変更は本委員会の議を経て世話人・常任幹事会の承認を受けなくてはならない。

(本認定制度規則の施行)

- 第34条 本認定制度規則は平成24年9月15日から施行する。
平成20年9月20日 制定
平成21年9月26日 一部改訂
平成22年9月10日 一部改訂
平成23年9月9日 一部改訂
平成24年9月14日 一部改訂

PEG・在宅医療研究会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定条件細則

本規約は、PEG・在宅医療研究会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第18条5項および第19条2項の規定に基づき、認定者および認定施設の申請資格条件を規定するために設けられたものである。本制度の目的である胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第1条「内視鏡的胃瘻に関する医療の安全性を確保し、その健全な発展、普及を推進するため、胃瘻に関する一定の経験と十分な知識をもつ医療従事者、医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献すること」を基本に条件を作成した。すなわち、認定された胃瘻取扱者・取扱施設はこれから胃瘻造設術を受ける立場の方々や家族の方々が、一定の経験と十分な知識がある医療従事者・医療施設であると認識をされるような条件を第一義に考慮して作成した。

第1条 本資格は個人資格と施設資格の2種類に分ける。

- 個人資格は、胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類される。
- 胃瘻造設者と胃瘻管理者は、経験症例数と業績に応じて認定資格と専門資格に分ける。
- 施設資格は、造設施設および管理施設の2種類に分類され、それぞれに認定資格と専門資格に分ける。

第2条 個人資格の申請者は1から6までのすべての条件を満たすものとした。

- 本研究会会員資格
PEG・在宅医療研究会(旧 HEQ 研究会)に加入後2年度を経ており、かつ会費の納入が完了していること。
- 資格別の条件
 - 胃瘻造設者の資格
医師の資格をもつもので、「胃瘻造設医師」とする。
後出で記載する3から6項を証明できること。
 - 胃瘻管理者の資格
医師または看護師の資格をもつもので、「胃瘻管理医師」「胃瘻管理士」とする。後出で記載する3から6項を証明できること。
 - 胃瘻教育者の資格
胃瘻および在宅医療に関する次の業績のうち2つ以上(1項目2つでも可)を証明できること。(書式Ⅲ-2)
 - 論文・著書の筆頭著者(学会発表抄録は不可)
 - 本研究会または他の学会、研究会(全国規模のものに限定する)でのシンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ、要望演題などの筆頭発表者(一般演題は不可)
 - 特別講演、教育講演、ランチョンセミナーなどの筆頭演者
 - 医師会、市区町村における医療従事者を対象とした講演の演者
- 本研究会への参加義務
PEG・在宅医療研究会(旧 HEQ 研究会)へは5年間に1回以上参加しなければならない。申請時より遡って5年以内の研究会参加証(ネームカード)の写し1回分以上を添付すること。
- 胃瘻造設および管理の経験症例数(書式Ⅱ、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ提出)
書式Ⅱ-3、4、5については、症例ごとに勤務先が異なる場合は当該施設ごとに記載し、それぞれの施設長または所属上長の証明を要する。
 - 胃瘻造設: 術者(内視鏡担当は含まない)としての造設症例数をもって表す。
1 症例に対し2名の造設医の登録が可能である。
 - 胃瘻管理: 入院・入所管理と在宅管理の合計症例数およびスコアをもって表す。
 - 入院・入所症例: 少なくとも1回のカテーテル交換を含む在籍3ヶ月以上(入院期間+その後の外来通院期間の総計)の症例数で表す。
1 症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または認定管理士の登録が可能である。
 - 在宅症例: 症例数X年数のスコアで表す。(例: A 症例を引き続き3年間在宅管理をしたとするとA 症例のスコアを3とする。B 症例は6ヶ月間在宅管理をしたとするとB 症例のスコアは0.5である。それぞれの症例のスコアの総和で表す。)
1 症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または認定管理士の登録が可能である。
症例数の申請には施設長または所属上長の証明がついた実績書類

- の提出を必要とする。
5. 業績目録(書式Ⅲ-1、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ提出)
以下の論文、研究発表(学会発表の抄録は不可)および学会研究会参加を
点数として表す。それぞれは1回についての点数である。
- (1) 本研究会参加(必須条件): 10点
 - (2) 本研究会学術集会における発表
筆頭者: 10点、筆頭以外: 5点
 - (3) 在宅医療と内視鏡治療(本研究会機関誌)論文発表(発表抄録は
不可)
筆頭執筆者: 20点、筆頭以外: 5点
 - (4) 学会(研究会および学会の地方会などは含まない)
著書・雑誌論文: 内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定
する。
筆頭執筆者: 10点、筆頭以外: 5点
 - (5) 本研究会、その他の学会・各種研究会での胃瘻の造設・管理および
在宅医療に関する特別講演や教育講演(30分以上のもの): 10点
 - (6) 学会、研究会、地方会における発表
内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する
筆頭発表5点、筆頭以外3点
 - (7) 本研究会、その他の学会、各種研究会、地方会における司会、座
長、コメンテーター、特別発言: 内視鏡的胃瘻または在宅医療に
関するものに限定する。 それぞれにつき10点
 - (8) 胃瘻または在宅医療に関する学会、研究会、セミナー等への参加
それぞれにつき3点
 - (9) 嚥下機能評価講習会の参加 3点
本研究会および胃瘻関連学会主催、共催、後援のものに限定する。
6. 教育セミナー/資格試験受講証明書の写し 10点
本研究会が主催する教育セミナー/資格試験(年1回、学術集会時)の受
講の必要がある。申請および更新の場合は、5年に1度の受講を必須と
する。
ただし胃瘻教育者資格の場合、新規申請にあたっての受講の定めはない
が、更新時の条件としては受講を必須とする。

名以上の専門胃瘻管理士が在籍すること
(2) 嚥下機能評価が可能であること。(但しこの
項目については2016年から有効とする。)

<更新手続き>

第4条 有効期限の満了による各個人資格の更新手続きは、5年以内の本研
究会参加1回と教育セミナー(資格試験は免除)の受講を必須としてそれぞ
れ以下1)に定める点数を満たすものとする。点数は業績書式Ⅲ-1により
第2条5、6で算定し証明するコピーの添付を要する。

なお、更新基準の移行措置として2009年度暫定第1期から2011年度第3期
資格取得者の教育セミナー(資格試験は免除)の受講は2015年までに(2010
年~2015年内に)受講することを条件に当該時点での更新手続きを認める。
各施設資格の更新手続きは以下2)に定める書類の添付をもって行う。

1) 個人資格

- (1) 認定胃瘻造設者(医師): 業績20点以上
- (2) 専門胃瘻造設者(医師): 業績30点以上
- (3) 認定胃瘻管理者(医師および看護師): 業績20点以上
- (4) 専門胃瘻管理者(医師および看護師): 業績30点以上
- (5) 認定胃瘻教育者: 業績20点以上

2) 施設資格

- (1) 認定胃瘻造設施設: 1名以上の認定胃瘻造設者認定証の写し
- (2) 専門胃瘻造設施設: (1) 1名以上の専門胃瘻造設者認定証の写し
(2) 嚥下機能評価が可能であること。(但しこの
項目については2016年から有効とする。)
- (3) 認定胃瘻管理施設: 1名以上の認定胃瘻管理医師(非常勤可)
および1名以上の認定胃瘻管理士の認定証写し
- (4) 専門胃瘻管理施設: (1) 1名以上の専門胃瘻管理医師(非常勤可)
および1名以上の専門胃瘻管理士の認定証写し
(2) 嚥下機能評価が可能であること。(但しこの
項目については2016年から有効とする。)

各認定証の写しは更新申請時に有効、なおかつ継続在籍が予測される場
合に限るものとする。

第5条 更新手続きの期間

- 1) 更新の案内は該当年の2月末日までに申請者の登録住所へ郵送する。
- 2) 更新を希望するものは必要書類を整えて更新料を納入し、4月末日までに
申請書に記載された所定の届出先へ送付する。

第6条 更新料

更新料は1資格につき5,000円とし、登録料は不要とする。

第7条 更新時の審査

更新手続き書類は資格審査委員会にて判定を行い、役員会了承により正式な
更新許可とする。

2. 審査結果は10月15日までに申請者へ通知するものとし、更新が認めら
れた場合には証書を同送する。移行特例により教育セミナー未受講で
手続きをした場合は受講確認ができた段階で証書を発行するが、有効
期限については当該資格の期限と変わらないものとする。
3. 定められた期限内に更新申請のなかった資格、および審査を通過しな
かった場合は、次回以降の新規申請により改めて取得申請ができるも
のとする。

ただし、やむを得ない事情により更新手続きができなかった場合には失効後1
年間は手続きの猶予を設ける。

<本施行細則の変更>

第8条 本施行細則の変更は、胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会の議
を経て世話人・常任幹事会の承認を受けなくてはならない。

<本施行細則の施行>

第9条 本施行細則は平成26年9月13日から施行する。

- | | |
|------------|------|
| 平成20年9月20日 | 制定 |
| 平成21年9月26日 | 一部改訂 |
| 平成22年9月10日 | 一部改訂 |
| 平成24年9月14日 | 一部改訂 |
| 平成25年9月6日 | 一部改訂 |
| 平成26年9月12日 | 一部改訂 |

第3条 認定の種類

1. 個人資格

1) 胃瘻造設者

認定胃瘻造設医師: 症例数50例以上かつ業績30点以上のもの
専門胃瘻造設医師: 症例数100例以上かつ業績50点以上のもの

2) 胃瘻管理者

(1) 入院・入所施設:

認定胃瘻管理医師: 症例数50例以上かつ業績30点以上のもの
認定胃瘻管理士: 症例数50例以上かつ業績30点以上のもの
専門胃瘻管理医師: 症例数100例以上かつ業績50点以上のもの
専門胃瘻管理士: 症例数100例以上かつ業績50点以上のもの

(2) 在宅管理:

認定胃瘻管理医師: スコア20以上かつ業績30点以上のもの
認定胃瘻管理士: スコア20以上かつ業績30点以上のもの
専門胃瘻管理医師: スコア40以上かつ業績50点以上のもの
専門胃瘻管理士: スコア40以上かつ業績50点以上のもの

3) 胃瘻教育者

第2条2の3)に掲げる条件を満たすもの

2. 施設資格

施設会員として本研究会に加入後2年度を経ており、会費の納入が完了
していること。

1) 造設施設

認定胃瘻造設施設: 1名以上の認定胃瘻造設医師(非常勤可)が在籍
すること
専門胃瘻造設施設: (1) 1名以上の専門胃瘻造設医師(非常勤可)が在
籍すること
(2) 嚥下機能評価が可能であること。(但しこの
項目については2016年から有効とする。)

2) 管理施設

認定胃瘻管理施設: 1名以上の認定胃瘻管理医師(非常勤可)と1名
以上の認定胃瘻管理士が在籍すること
専門胃瘻管理施設: (1) 1名以上の専門胃瘻管理医師(非常勤可)と1

CLINY

Transgastric Jejunal Balloon Tube
PEG-J カテーテル
挿入性と内腔の広さを追求した経胃瘻的腸用カテーテル

フリーエートメディック株式会社 本社: 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎南 2-5-25 <http://www.createmedic.co.jp>
TEL: 045-943-3929 FAX: 045-943-9084 E-MAIL: cliny@createmedic.co.jp

※左側が先導子タイプ、右側が先端造影タイプとなります。
医療機器認証番号 223ACBZX00077000